



# 佐賀県公報

平成17年  
11月15日  
(火曜日) 外  
号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目 次

### 告 示

- ◎鳥獣保護区の設定の一部改正
- ◎銃獵禁止区域の指定
- ◎銃獵禁止区域の設定の一部改正

### ○ 告 示

#### ●佐賀県告示第五百四十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定により、高野鳥獣保護区の区域を変更し、及び同条第七項の規定により存続期間を更新したので、鳥獣保護区の設定（昭和六十年佐賀県告示第七百三十七号）の一部を次のように改正する。

平成十七年十一月十五日

佐賀県知事 古川康

二及び三を次のように改める。

#### 二 区 域

多久市と大町町との市町界、多久市と北方町との市町界及び大町町と北方町との町界との交点を起点とし、同地点を南へ進み農道鬼ヶ鼻線との交点に至り、同農道を西へ進み農免道路に至り、同農免道路を西へ進み県道武雄多久線との交点に至り、同市町界を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

#### 三 存続期間

平成十七年十一月十五日から平成二十六年十月三十一日まで

三の次に次の一項を加える。

#### 四 保 護 に 関 す る 指 针

##### イ 鳥獣保護区の指定区分

- 口 鳥獣保護区の指定目的
- 森林鳥獣生息地の保護区

##### ロ 鳥獣保護区の管理方針

当該区域は、県中央部に位置し、シイやカシなどの広葉樹林やアカマツなどの針葉樹が混在し、また、近隣には数多くのため池があるため、メジロやウグイスなどの森林に生息する小型の野鳥及びカモ類が生息していることから、今後とも鳥獣保護区に指定し、野生鳥獣の保護繁殖を図る。

##### ハ 鳥獣保護区の管理方針

区域界の主な場所に鳥獣保護区の標識を設置し、鳥獣保護区であることの周知を図り、県担当職員や鳥獣保護員が、隨時鳥獣保護区内を巡回する等して鳥獣保護区の管理にあたる。

また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、有害鳥獣捕獲制度及び特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。

#### ●佐賀県告示第五百五十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定により、岩屋川内鳥獣保護区の区域を変更し、及び同条第七項の規定により存続期間を更新したので、鳥獣保護区の設定（昭和五十年佐賀県告示第六百八十号）の一部を次のように改正する。

平成十七年十一月十五日

佐賀県知事 古川康

二及び三を次のように改める。

#### 二 区 域

藤津郡嬉野町大字下宿の国道三十四号と県道大村嬉野線の交点を起点とし、

平成17年11月15日(火)

同県道を南東へ進み町道皿屋岩屋線との交点に至り、同町道を東へ進み林道田代線との交点に至り、同林道を南東へ進み農道金松線との交点に至り、同農道を西へ進み町道金松線との交点に至り、同町道を南へ進み林道金松一号線との交点に至り、同林道を東へ進み町道鹿谷金松線との交点に至り、同町道を南へ進み町道大村嬉野線との交点に至り、同県道を南へ進み嬉野町字坪部落の農道字坪線との交点に至り、同農道を西へ進み佐賀県と長崎県の県境に至り同県境を北西へ進み農道陣野線との交点に至り、同農道を北へ進み町道陣野一号線との交点に至り、同町道を北へ進み農道小杭線との交点に至り、同農道を東へ進み町道小杭線との交点に至り、同町道を北へ進み起點に至る線を北西へ進み国道三十四号との交点に至り、同国道を北へ進み町道井手口で囲まれた区域

### 三 存続期間

平成十七年十一月十五日から平成二十六年十月三十一日まで

三の次に次の一項を加える。

### 四 保護に関する指針

#### イ 鳥獣保護区の指定区分

##### 森林鳥獣生息地の保護区

#### ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、県南西部に属し、岩屋川内川流域の豊富な水源及び自然林を有し、絶滅危惧Ⅰ類種に指定されているヤマセミが確認されるなど、貴重な野生鳥獣の生息区域として重要な場所であるため、今後とも鳥獣保護区に指定し、野生鳥獣の保護を図る。

#### ハ 鳥獣保護区の管理方針

区域界の主な場所に鳥獣保護区の標識を設置し、鳥獣保護区であることの周知を図り、県担当職員や鳥獣保護員が、隨時鳥獣保護区内を巡視する等して鳥獣保護区の管理にあたる。

また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、有害鳥獣捕獲制度及び特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。

### ●佐賀県告示第五百五十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり銃猟禁止区域を指定する。

平成十七年十一月十五日

佐賀県知事 古川 康

### その(一)

#### 一 名 称

##### 七ツ釜地区銃猟禁止区域

#### 二 区 域

唐津市湊屋形石の七ツ釜公園北西端の眼鏡岩を起點とし、北東に海岸線を進み土器崎、七ツ釜を経て五・五メートル海岸線を南下し進み二メートル道路との交点に至り、同所を西北に進み七ツ釜公園駐車場道路を西北へ海岸線を起點まで北上する区域

#### 三 存続期間

平成十七年十一月十五日から平成二十七年十月三十一日まで

### その(二)

#### 一 名 称

##### 波戸岬地区銃猟禁止区域

#### 二 区 域

波戸岬突端の神社を起點とし、海岸線を東方へ進み波戸漁港小童神社に至り、波戸港線を南下し県道波戸岬線との交点に至り、同所を北上し波戸バス停に至り、西方へ公園道路を進みキャンプ場を過ぎ玄海水産振興センター種苗開発室の敷地西側境界を海岸まで至り、海岸線を北上し起點まで

## 至る区域

## 三 存続期間

平成十七年十一月十五日から平成二十七年十月三十一日まで

その(三)

## 一 名 称

満越地区銃猟禁止区域

## 二 区 域

唐津市肥前町の海岸線熊野神社を起点とし、農道を東方へ進み瓜ヶ坂部落に至り、市道瓜ヶ坂線を進み市道瓜ヶ坂新木場線に至り、同所を満越線へ進み市道万賀里川満越線に至り、終点まで進みいろは島国民宿舎に至る海岸線を西方へ進み起点に至る区域及び島山島一円

## 三 存続期間

平成十七年十一月十五日から平成二十七年十月三十一日まで

その(四)

## 一 名 称

武雄銃猟禁止区域

## 二 区 域

武雄市の国道三十四号と市道平原梅林線との交点を起点とし、同国道を北へ進み国道三十五号との交点に至り、同国道を西へ進み市道下西山線と

の交点に至り、同市道を東へ進み市道下西山上砥石川線との交点に至り、同市道を北へ進み市道永松上砥石川線との交点に至り、同市道を東へ進み

市道北の浦線に至り、同市道を北へ進み市道蓬菜線との交点に至り、同市道を北へ進み同市道の終点に至り、同点、広福寺、旧屠殺場及び円応寺入口をそれぞれ直線で結んだ方向に進み県道金石原武雄線に至り、同県道を東へ進み市道馬場線との交点に至り、同市道を南へ進み県道中野武雄線との交点に至り、同県道を南へ進み市道山下中学校線との交点に至り、同市道を東へ進み国道三十四号との交点に至り、同国道を南へ進み市道小楠永

島線との交点に至り、同市道を南へ進み県道武雄鹿島線との交点に至り、同県道を西へ進み市道野間四十九重線との交点に至り、同市道を南へ進み市河川四十九重川との交点に至り、同河川を北西へ進み四十九重溜池に至り、同溜池の堤防を西へ進み市道平原梅林線との交点に至り、同市道を南へ進み起点に至る線により囲まれた区域

## 三 存続期間

平成十七年十一月十五日から平成二十七年十月三十一日まで

その(五)

## 一 名 称

高野銃猟禁止区域

## 二 区 域

北方町の町道大峰線と農免道路との交点を起点とし、同町道を南へ進み国道三十四号との交点に至り、同国道を西へ進み主要地方道二十四号武雄多久線との交点に至り、同県道を北へ進み農免道路との交点に至り、同所を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

## 三 存続期間

平成十七年十一月十五日から平成二十七年十月三十一日まで

その(六)

## 一 名 称

香田地区銃猟禁止区域

## 二 区 域

三養基郡みやき町山田地区の町道高柳・香田線と町道石井・山田線との交点を起点として、起点からリサイクルプラザ敷地に沿つて北東へ進み農道内香田線に至り、同農道を北東へ進み農道日明谷線に至り、同農道を南へ進み鳥栖・三養基西部環境施設組合管理道路へ至り、同管理道路を南東へ進み長崎自動車道の北側に沿つて西へ進み町道高柳・香田線へ至り、同町道を西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

## その(七)

## 三 存続期間

平成十七年十一月十五日から平成二十七年十月三十一日まで

## 三 存続期間

平成十七年十一月十五日から平成十九年十月三十一日まで

## 一 名称

藤ノ平ダム銃猟禁止区域

## 二 区域

東松浦郡玄海町の町道諸浦・藤平線と町道神屋・滝の上線との交点を起點とし、町道諸浦・藤平線に沿つて東へ進み町道長倉・藤平線との交点に至り、同町道を西へ進み町道神屋・滝の上線との交点に至り、同町道を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

## 三 存続期間

平成十七年十一月十五日から平成二十七年十月三十一日まで

## ◎佐賀県告示第五百五十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により岩田久保泉銃猟禁止区域の区域を変更し、及び同条第七項の規定により存続期間を更新したので、銃猟禁止区域の設定（平成九年佐賀県告示第五百六十五号）の一部を次のように改正する。

平成十七年十一月十五日

佐賀県知事 古川 康

その(一)の二中「同県道を西へ進み佐賀市久保泉町の今井出橋に至り、」を

「同県道を西へ進み佐賀市と神埼町の境界との交点に至り、同境界を南へ進み市道草場櫟木線との交点に至り、同市道を西へ進み農道との分岐点に至り、同農道を北へ進み市道西原櫟木線との交点に至り、同市道を北西へ進み県道佐賀川久保鳥栖線との交点に至り、同県道を西へ進み佐賀市久保泉町の今井出橋に至り、」に改める。

その(一)の三を次のように改める。

購読料 一か年二八八〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年十一月十五日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株古川総合印刷